

## FJRVS 認定制度 規程

---

### 第1条 (目的)

本制度は、日本網膜硝子体学会（以下「本学会」という）に所属する会員のうち、学会活動に継続的かつ積極的に参加し、学術的貢献を果たした者を顕彰し、学会への貢献の可視化と若手医師のモチベーション向上を図ることを目的とする。

---

### 第2条 (称号)

本制度により認定された会員には、

「Fellow of the Japanese Retina and Vitreous Society」（略称：FJRVS）の称号を付与する。

---

### 第3条 (制度設計の基本方針)

1. **門戸の広さ**：一定の会員歴・学会参加歴があればすべての学会員が取得可能とする。
  2. **若手の動機づけ**：発表・論文・調査等の学術活動により早期取得を可能とするポイント制度を導入する。
  3. **称号の位置づけ**：特別な区別や序列ではなく、学会への貢献の証として位置づける。
- 

### 第4条 (認定要件)

FJRVS の認定は、以下のいずれかのルートによる。

#### 1. 参加歴ルート

次のすべてを満たすこと：

- 本学会の正会員であり、眼科専門医であること
- 会員歴 6 年以上
- 直近の 6 年間で本学会総会（JRVS Annual Meeting）に 3 回以上参加していること

#### 2. ポイントルート

次のすべてを満たすこと：

- 本学会の正会員であり、眼科専門医であること
- 会員歴 3 年以上、本学会総会に 3 回以上参加していること
- 下記項目の合計ポイント（8 点）に達していること

## <ポイント算定項目>

活動項目	点数	備考
JRVS または Fuji Retina または ARC での筆頭発表	1 点/回	抄録提出による証跡提出
網膜硝子体に関する筆頭英文原著論文	2 点/本	PubMed 掲載誌に限る
網膜硝子体に関する筆頭和文原著論文	1 点/本	
PAT-survey への参加	1 点/年	学会公式調査に限る
Fuji Retina への参加	1 点/回	
JRVS タイムズへの掲載	1 点/回	

※ 証跡（抄録 PDF、PubMed ID、survey スクリーンショット等）を申請時に添付する。

---

## 第 5 条（資格要件）

1. 本学会の正会員であること。
  2. 眼科専門医資格を有すること。
  3. 学会費を完納していること。
  4. 非医師（PhD など）については、特別枠として別途基準を定める。
- 

## 第 6 条（認定手続）

1. 認定申請は自己申告制とし、学会指定の申請フォームに必要事項と証跡を添付して提出する。
  2. 学会事務局が会員歴・参加歴を確認し、ポイント算定を行う。
  3. 特例・異議申立てがある場合は、認定委員会に付議する。
- 

## 第 7 条（称号の授与および公表）

1. 認定された会員には、学会より認定証（およびバッジ）を初回のみ交付する（有料で再発行可能）。学会の参加証に称号を有することを印字する。
  2. 本人の同意を得たうえで、氏名および所属を学会ホームページ等に掲載する。
  3. 掲載は称号の公的認知および会員間の交流促進を目的とするものであり、営利目的では使用しない。
- 

## 第 8 条（認定委員会）

1. 認定制度の運営、特例・異議の審議を行うため、認定委員会を設置する。
  2. 委員会は年 1 回を基本とし、必要に応じて随時開催できる。
  3. 委員会は、理事若干名および学術委員を含めて構成される。
-

## 第9条（認定期間および更新）

1. 認定の有効期間は6年間とする。
  2. 更新には以下の条件を満たすことが必要である。
    - (1) 過去6年間に3回以上の学会参加
    - (2) 過去6年間に発表・論文・サーベイ等により8ポイントを取得
  3. (1)の要件を満たす場合は自動更新、(2)のポイント付加が必要であれば初回同様証拠添付で申請を行う。
  4. 更新しない場合は自動的に資格消失となる。
- 

## 第10条（長期在籍会員）

1. 会員歴20年以上の会員については、初回施行時に限り自動認定を行うことができる。
  2. 維持・更新は通常の基準に従う。
- 

## 第11条（特別枠）

1. 特別枠による審査は、博士号（PhD）を有し、網膜硝子体領域において継続的な学術的貢献が認められる会員を対象とする。対象者は次のいずれかに該当するものとする。
    - (1) 網膜硝子体に関する研究に従事する者
    - (2) 視能訓練学、工学、基礎医学、光学、AI、画像解析など、本学会に関連する研究領域に従事する者
    - (3) 上記に該当しない場合でも、網膜硝子体領域における顕著な学術的貢献があると認められる者
  2. 特別枠の審査においては、第4条に定めるポイントルートの認定方法を準用し、学術活動実績および貢献内容に基づいて認定の可否を認定委員会において判断する。
- 

## 第12条（称号の取消）

以下のいずれかに該当する場合、認定委員会の議を経てFJRVS称号を取り消すことができる。

1. 学会会員資格の喪失
  2. 学会費の滞納
  3. 不正行為、または学会の信用を著しく損なう行為
  4. その他、認定委員会が不相当と判断した場合
- 

## 第13条（経過措置）

1. 制度施行初年度に限り、筆頭演者の証跡が不十分な場合は自己申告をもって代替できる。
  2. 過去の学会参加履歴は、事務局データをもとに確認する。
- 

#### **第 14 条（規程の改定）**

本規程の改定は、認定委員会の審議および理事会の承認をもって行う。

---

#### **附則**

本規程は、2025 年（令和 7 年）12 月 4 日に施行する。